

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

- 意見書の提出総数・・・1通（反対意見）
- 公聴会における公述人の公述・・・公述人3組（起業者含む。）

【主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業】

	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
1	本件事業の起業地約1.4km区間のうち、起点から約1,150m区間及び起業地終点から約100m区間は、過去に市道事業として整備が行われ、現在は市道又は町道として供用されているが、残りの約150m区間については事業自体がとん挫し、未着工・未開通のまま放置され現状に至っている。 事業認定申請書の事業計画書6（2）具体的ルートの経過地には「本件事業のルートは、起点の静岡県島田市井口地内の井口交差点から既設の島田市道の法線を踏襲し」と記載されているが、未着工・未開通部分については、法線を踏襲すべき既設の市道は存在しないのだから、本件事業認定は違法である。	本件事業の事業計画は、平成13年度に変更決定された島田金谷広域都市計画道路3・3・35中河南原線等の都市計画と、基本的内容について整合しており、その計画ルートの一部は、既存の島田市道及び吉田町道の敷地を利用していることから、一部重複していることは事実である。 したがって、事業計画書「具体的ルートの経過地」での「本件事業のルートは、起点の静岡県島田市井口地内の井口交差点から既設の島田市道の法線を踏襲し」との記載に誤りはなく、本件事業認定処分が違法となるものではない。
2	本件事業の計画ルートの一部となっている島田市道南原2号線は、一部住民の意向のみによって不法にルートが変更された。 そのルートを踏襲している本件事業は、土地収用法第20条第3号に掲げる「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」という要件に該当せず違法である。 ----- また、島田市道南原2号線のルート変更の際、地権者（意見書提出人）に対して事前の説明、意見の聴取もなかったものを承継しようとしていることから、本件事業は、 土地収用法第20条第3号に掲げる「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」という要件に該当せず違法である。	本件事業は、平成11年度に、起業者である静岡県による国庫補助事業として採択されたものであり、そのルートは、都市計画法に基づく地元説明会、都市計画審議会等の手続きを経て、本件事業に係る都市計画について適正に変更決定がなされた適正なものである。 本件事業は、計画時点における適正なルート選定の手続きが行われており、本件事業の計画は、適法なものである。 なお、左記意見は、本件事業とは別の島田市道について述べているにすぎない。